

## 会議の概要(議事録)

会議の名称	(番号) 3-32	第10回(仮称)墨田区協治(ガバナンス)推進条例検討委員会		
開催日時	平成21年11月20日(金) 午後6時30分から 午後7時20分まで			
開催場所	墨田区役所17階 区議会第1委員会室			
出席者数	委員18人(青山 侑 村上 順 保井美樹 谷本有美子 坂下 修 木内 清 加納 進 高柳東彦 阿部洋一 小川 昭 五月女晴美 末富裕二 瀧澤賢 司 中川勝右 七岡 剛 角田哲也 丸山妙子 田中 進) 区長 (山崎 昇) 幹事10人(織田雄二郎(企画経営室長) 岡田 貢(総務部長) 横山信雄(区民活動推進部長) 深野紀幸(区議会事務局長) 中山 誠(企画経営室企画・行政改革担当課長) 岸川紀子(企画経営室広報広聴担当課長) 小暮 真人(総務部総務課長) 酒井敏春(総務部法務課長) 岩瀬 均(区民活動推進部区民活動推進課長) 有田武雄(区議会事務局次長))			
会議の公開(傍聴)	公開(傍聴できる)	部分公開(部分傍聴できる)	傍聴者数	3人
	非公開(傍聴できない)			
議 題	1. 「(仮称)墨田区協治(ガバナンス)推進条例の検討について」答申 2. その他			
配 付 資 料	1 (仮称)墨田区協治(ガバナンス)推進条例の検討に関わる「中間のまとめ骨子案」並びに「中間のまとめ」に対するパブリック・コメントの概要と検討委員会の考え方について 2 (仮称)墨田区協治(ガバナンス)推進条例の検討について(答申)			
会 議 概 要	1. 議事 ・「(仮称)墨田区協治(ガバナンス)推進条例の検討について」の答申を区長へ行った。 2. 区長及び各委員挨拶 . . . . . なお、詳細は、別紙「第10回(仮称)墨田区協治(ガバナンス)推進条例検討委員会 議事録」のとおり			
所 管 課	区民活動推進部区民活動推進課(内線3511)			



## 第10回（仮称）墨田区協治（ガバナンス）推進条例検討委員会 議事録

**青山会長** 皆さん、こんばんは。夜分、お集まりいただきましてありがとうございます。遅れて来られる委員さんが何人いらっしゃいますが、始めさせていただきます。本日は、須貝委員から欠席の連絡をいただいております。また、本日の資料につきましては、事務局を通じまして、既にご確認をいただいていると思いますが、改めて前回の議論を受けて修正した点等を中心に、確認の意味で資料の説明を事務局からお願いしたいと思います。

**岩瀬幹事** 私から前回の議論を踏まえまして、起草委員の皆様を通じまして事務局にて文言等の修正を行った部分を中心に、ご説明させていただきたいと思います。まず資料1をご覧ください。資料1につきましては『「中間のまとめ骨子案」並びに『中間のまとめ』に対するパブリック・コメントの概要と検討委員会の考え方について』でございます。以前をお示しした案を今回、検討委員会として確定すべく、修正してございます。この中で3ページを、まずお開きください。3ページは、「中間のまとめ骨子案に対する検討委員会の考え方」でございます。こちらは時間が経過した関係もございまして、何点か文言修正をさせていただいております。例えば、1番の「条例の検討プロセスについて」というところです。以前の中間のまとめ骨子案では「区民懇談会の開催にあたり」という表現になっていたのですが、先月、区民フォーラムを開催させていただきましたので「区民懇談会や区民フォーラムの開催にあたり」という文言をつけ加えさせていただいております。以上、数カ所、時間の経過から言葉を整理させていただいた点がございまして、ご承知おきください。続きまして、7ページをお開きください。こちらは前回さまざまご議論がございました「中間のまとめパブリック・コメントに対する検討委員会の考え方」でございます。前回、さまざまご指摘をいただきました。特に主語が検討委員会ではなくて、区の観点からと読み取れないかご指摘を受けた部分がございまして、これを検討委員会、つまり主語を検討委員会の視点で直す。そしてさまざまご指摘いただいた点を直してございます。例えば7ページの3番でございます。「区議会及び区長その他執行機関」の部分でございます。7ページから8ページにわたっておりますが、8ページをお開きいただきます。最後のところですが「議会はこのガバナンス条例をどのように考えているのか」「どのような役割を果たそうとしているのか」ということにつきまして、坂下委員さんからつけ加えてほしいといったご意見がございました。「今後、区議会における条例の審議やその後の議論の中で、区議会としてどのようにこの条例を運用するののかも含め、検討されることとなると考えられます」という文言をつけ加えさせていただいております。続きまして協働の5番のところ、8ページの下の方でございます。こちらはパブリック・コメントをいただいた方から、ボランティアに対する考え方の部分について、回答をもっと具体的に、しっかり回答する旨のご意見がございました。例えば8ページの上から3行目でございますが、区民の意見のところ、「区民は行政と同様の権限を持ち得ないので、そもそも形式的には行政と区民、住民は対等であることになるかもしれないが、現実的にはあり得ないことである」や、9ページの真ん中から下のほうですが、「行政と対等な区民、住民はイエスマンのみがイコールパートナーたり得る。ボランティアとは大変耳障りのよい言葉だが」うんぬんのところについても、しっかりと意見を述べてほしいというご意見がございました。そこで数々、修正点を挙げております。例えば、8ページのところ「墨田区では、下町文化の息づく中、町会やボランティア団体による地域に密着したまちづくりの活動が古くから活発であり、区民等自らが主体的にまちづくりの課題解決にあたってきました。ボランティアであっても、その利用者に対する責任感や専門技術を向上する努力を続ける中、区と協力や連携の実践を積み重ねています」と反論するとともに、それから、9ページの部分でございます。真ん中辺りですが「しかし協働の推進において、区民等に求めら

れるのは行政と同様・同等の役割ではなく、地域に暮らす区民等としての視点や行動力です。そのような中、協働に適する事業等にあつては、互いの立場や得意分野を生かして、上下主従の関係ではなく、相互に意見を言い合い、役割分担を合意して、同じ目標に向かって協力関係を構築できるものと考えています。今後、この条例を具体的に運用するために、協働に適する分野や区民等と区の役割分担、区民等と区との対等な関係のあり方など、区における協働の考え方や協働の進め方を整理する必要があり、それらを定めた『協働推進指針』の作成を提案します」という形でまとめさせていただいております。その他、7番のところでは9ページの検討委員会の考え方で、真ん中の辺りで「墨田区では、外国人にとっても暮らしやすく」という表現が入っておりますが、以前の資料では「区では」ということになっておりましたので、「墨田区では」という形で直させていただいております。資料1は以上、直した点のご紹介させていただきました。

それでは続きまして答申書そのものの部分について、最後の確認をさせていただきたいと思っておりますので、こちらの答申をお開きいただければと思います。まず目次の部分をお開きいただければと思います。第5章「(仮称) 墨田区協治(ガバナンス) 推進条例に盛り込むべき項目と内容」の部分で、6番に「実効性の確保」というところを32ページに追加で入れさせていただいております。これは後ほどご説明させていただきます。2ページをお開きください。2ページにつきましては、先の決算特別委員会の議論に対応する観点からご意見がございまして、前回の青山会長のおまとめに従い、まず表のところに「ガバメントからガバナンスへ」と、ガバナンスの部分のところに「協治=議会制民主主義を前提とした多様な主体によるネットワーク社会」という文をつけ加えさせていただきました。またその下の解説の部分で、二つ目の「・」、「そこで」という部分ですが、ここも「議会制民主主義を前提とした上で」と、この部分を追加記載させていただいております。続きまして6ページをお開きください。6ページではいよいよ本日、答申を区長にさせていただくこととなりますが、その関係から今日の答申に合わせた文言に修正いたしました。「この『(仮称) 墨田区協治(ガバナンス) 推進条例の検討について(答申)』を取りまとめるに当たっても、区民等の広範な意見・提案を反映させるなど、墨田区における協治(ガバナンス)の具現化に努めています」という文言に直させていただいております。10ページをお開きください。先ほども申し上げましたが、条例の構成で、「6. 実効性の確保」「協治(ガバナンス)の共通理解づくり、条例の検証」という部分を追加記載させていただいております。こちらは後ほどご説明いたします。15ページをお開きください。「住民・区民等とは」という部分です。こちらは主権在民との関係の中で、「区民等」という表現につきまして主権者である住民と区民等との区別、区分けすべきかなというご発言がございまして、そこで1項目、「住民とは、墨田区内に住む人をいいます」。下の段ですが「区民等とは、墨田区内に住む人、区内において働き、学び、活動する人、区内にある、または区内で活動する団体をいいます」という形にさせていただきまして、住民の記載を入れてございます。16ページをお開きください。16ページではその意味で、住民の定義について基本的な考え方をつけ加えさせていただいております。それから16ページでは「区民等の権利」というのが下のほうに、考え方が記載されております。その三つ目の「・」でございまして。「次に、区民等は、区の政策、施策、事業の企画立案、実施、評価の各過程において、区政に参加することができます。この権利は」のあと「地方自治法に定めておらず」という文章がここに記載されておりましたが、定めていないという表現が誤解されるのではという点から、この1文は抜かせていただいております。「この権利は、区が新たに保障すべき区民等の権利として重要です。また」、こちらの次の段ですが、副会長さんから政策提案権に関するご発言がございました。そこで「また『区政への提言』も『区政への参加』の一形態と言えますが、区民等が発見した地域の課題について、自発的に意見を述べる機会が、いわば政策提案権ともいえるべき権利として保障されるべきです」という文言を入れさせていただいております。21ページをお開きください。21ページにつきましては、20ページ、盛り込むべき内容と項目の一番下の段の「区職員の責務」の二つ目の「・」です。「何よりも意識

変革を図り」という変革という言葉を使っておりましたが、21 ページの区長の責務の二つ目の「・」の途中で、「区の職員の意識改革」と書いてあったり、また区職員の責務でも、「意識改革を図ることが」と書かれておりました。言葉の表記を「変革」に合わせていただきまして、「意識変革」という言葉でまとめさせていただいております。続きまして、27 ページをお開きください。27 ページの「区政への参加の方法」という、真ん中より下の段でございます。その最後の「・」の部分でございますが、「墨田区では、これまでも『地域プラザ整備ガバナンス会議』や『都市計画マスタープラン策定のための区民ミーティング』など幅広い区民等による、主体的な参加の機会を設けてきました」という文言があったのですが、まだまだ区民にこういうパブリック・インボルブメント自体の形式について、もっともっと周知をするべきだと。その点について、もっと述べるべきだというご意見がございましたので、その下の段ですが「今後も、より効果的な方法の開発に努めるとともに、参加の対象と方法の組み合わせ等に関する区の考え方を区民等に示すことが必要です」とまとめさせていただきました。29 ページをお開きください。「協働の推進」の観点から、「協働」それから「協働の環境整備」の部分でございます。30 ページでは、前回「協働推進指針」の議論がございました。そこで、この指針について「協働における区民等と区の共通のルールとなることから、広く区民等の意見を聴きながら作成する必要があります」と、区民の幅広い意見を聴くべきだというご意見から、このように文言を入れさせていただいております。続きまして、32 ページをお開きください。先ほどからお話が出ておりますが6番、「実効性の確保」の部分が追加の記載となっております。条例の制定後、実効性を確保する仕組みとして検討すべきというご意見がございましたので、記載をさせていただいております。まず「条例に盛り込むべき項目と内容」です。「協治（ガバナンス）の共通理解づくり」としまして、「区は、区民等がこの条例及び協治（ガバナンス）の内容を深く理解し、積極的にまちづくりの取り組みを行えるよう、普及及び啓発を行うものとします」。さらに「条例の検証」でございます。「区は、この条例の施行後一定期間以内に施行・運用状況を検証し、その改善に努めるものとします」。こちらにも数名の委員さんからご指摘のあった部分です。「解説＝基本的な考え方」です。「協治（ガバナンス）の共通理解づくり」。「この条例は、協治（ガバナンス）の理念や各主体の役割、そして、協治（ガバナンス）のまちづくりを支える仕組みを定めたもので、区民等及び区の共通の指針となるものです。条例の理念を区民等の皆さん一人ひとりに、広く、深く知ってもらい、運用、活用することで、力を合わせてまちづくりを行っていくことが重要です。そのために、区はこの条例の理念や協治（ガバナンス）の取り組みについて、効果的に広報し、区民等とともに考える場を設けるなど、普及啓発を行うものとします」。さらに「条例の検証」としましては「この条例を『つくって終わり』にしないためのもう一つの要件として、施行・運用状況を検証することが重要です」「協治（ガバナンス）を推進する条例をつくることは、初めての試みであり、また、地域社会を取り巻く状況の変化が激しいことから、制定後一定期間たった際には、その間の運用状況を検証して、場合によっては見直しも含め、その改善に努める必要があります」「これは、条例の作成段階に参加した区民等が、運用段階においても責任を持って参加し、区とともに条例を育てていくために必要なプロセスです」という考え方を付け加えさせていただいております。説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

**青山会長** ありがとうございます。それでは以上、ご確認いただきまして、ただ今から区長に答申をお渡しするというので、ご異議はございませんか。

**委員一同** 意義なし。

**青山会長** ありがとうございます。それではただ今から、区長に入室いただき、「(仮称)墨田区協治（ガバナンス）推進条例の検討について」区長に答申をお渡ししたいと思

ます。

## 1. 「(仮称) 墨田区協治 (ガバナンス) 推進条例の検討について」 答申

**青山会長** 「(仮称) 墨田区協治 (ガバナンス) 推進条例の検討について (答申)」、区長、どうぞよろしく願いいたします。

**山崎区長** 頂戴いたします。

**青山会長** ではただ今、答申を区長に対してお渡しいたしましたので、区長からご挨拶をいただきたいと思います。よろしく願いします。

**山崎区長** それでは一言、お礼のごあいさつを申し上げます。昨年 12 月に (仮称) 墨田区協治 (ガバナンス) 推進条例検討委員会を設置させていただきまして、私から皆さまに協治 (ガバナンス) 推進条例の検討についての諮問させていただきました。以来、今日まで 1 年余の長きにわたりまして、活発かつ熱心にご議論いただきまして、本日このように答申をいただきました。これまでの皆さまのご労苦に対しまして、心から感謝を申し上げます。

さて、今日を含めると 10 回と聞いていますが、これまでの検討委員会の議事録につきまして、常に私は拝見させていただいてまいりました。この答申に至るまで、大変熱心なご議論、多くのご意見をいただいたと思っています。さらに私は、実は青山会長さんをはじめとする起草委員の皆さんと直接お会いして、懇談をさせていただきまして、その場でもいろいろなご意見も頂戴いたしております。一方、また今回の検討委員会の最も特筆すべきことは、検討委員会の皆さんの発意により区民懇談会や区民フォーラムを開催されまして、委員の皆さまと多数の区民の方々が直接お話をするという機会を設けられたことにあると思っております。その際の事務局からの報告によりますと、区民の皆さんから「協治 (ガバナンス) とは何か。よくわからない」といったご意見もたくさんあったと聞いておりますが、逆に言いますと、「協治 (ガバナンス) とは何か、自治とは何か」ということを区民の皆さんに広く意識し、考えていただくきっかけづくりになったのではないかとということで、そういう意味では、私は大変うれしく思っているところであります。

国においてはいま道州制、地方分権といったことが盛んに言われておりますし、今度の新しい政権では地域主権といったことも謳われております。これから自治というものが大変重要になってくるわけでございまして、私は墨田区の地域特性に応じた自治を推進していく上で、今回の協治 (ガバナンス) をその基本に据えていく必要があると思っております。ぜひそういう点で、このガバナンスという考え方に基きまして、区議会そして行政、さらには区民の皆さまと役割を分担しながら、より暮らしやすい墨田区を創ってまいりたいと考えております。そういった意味でも、今回いただきました答申を十分に尊重させていただいて、できるだけ早く行政として条例案を作成し、そして区議会にご提案をしてご議決をいただきたいと思っております。ぜひ皆さまのご期待に沿うように、これからさらにより良い墨田区を創ってまいりたいと思いますので、今後一層のご支援、ご協力をお願い申し上げまして、私のごあいさつとさせていただきます。本当にありがとうございます。

**青山会長** どうもありがとうございました。

## 2. その他

**青山会長** それでは、本日は区長にもご出席いただきました。この委員会としても最後でございますので、委員の皆さんから一言ずつ 1 年間の審議の感想でも結構ですし、特段に強調したい点でも結構です。いろいろな思いをといっても一言ずつですが、ご発言

をお願いできればと思いますので、よろしくお願ひします。区長、折角の機会ですので、よろしくお聞き取りをいただきたいと思ひます。では順番ですが、学識委員の皆さんはちょっと後にしていただいて、まず阿部委員さんから順に小川委員さんという順番でお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

**阿部委員** 去年の12月からちょうど丸々1年間、いろいろなことを勉強させてもらいました。たくさんの資料を事務局のほうから用意されたわけですが、久しぶり、受験勉強以来の勉強をしたかなという感じですが。最後に一言ということですので、私は去年の12月の初めのときに申し上げたのですが、ガバナンスという言葉がとてもわかりにくいということで、この1年間で私自身はかなり理解が進んだと思うのですが、これから先、条例が議決され区民の皆さんに披露されたときに、多分去年私たちが感じたと同じこと、ガバナンスがわかりにくいではないかという言葉が喧々囂々として、区民の中から出てくるかなと思ひます。いま区長さんのお話にもあったように、その喧々囂々が実はねらうところであったということにもなるのでしょうか、そのときに私たちが説明しろと言われると、ちょっとできるかなという気もいたしますが、今後もますます協力して欲しいということですので、今回の経験を踏まえて、協力をすることはやぶさかではありません。以上です。どうもありがとうございました。

**小川委員** 何もわからないまま、今日まで進んできたのですが、とりあえず今回のことを踏まえて、やはりもう一度自分の足元を見つめ直して、また固めて、墨田に住んでよかったと思えるような地域活動、まちづくりにちょっとでも協力ができればと強く思っています。本日はありがとうございました。

**五月女委員** 最初から最後まで発言することがあまりできませんでした。皆さんの意識がこの辺にあるとしたら、私はまだこの辺で、皆さんの議論についていくのがやっと、やはり難しかったなという感じでした。でも、これからもまた協力させていただくことがあれば精一杯やっていきたいと思ひますので、今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。

**末富委員** この1年、いま家に帰ると、今までの最初の資料から集めると相当な厚さになります。まず、これだけの準備をされた事務局の皆さんに感謝したいと思ひます。また、これだけ議論して内容が詰まった答申が、条例の案という形で条例書式の文書になって、それをまた議会の先生方の中でどういうふうにもまれていくのかなというところも非常に興味があります。また、今までもお話に出ていたとおり、条例ができた後に、また皆さんにわかりやすいような冊子のようなものをつくっていかなくてはいけなくなってくると思うのですが、それがまたどのような形になっていくのかということも興味深く見守り続けていきたいと思ひます。どうも1年間、ありがとうございました。

**瀧澤委員** 私は、前回ちょっと欠席させていただきましたが、いろいろフォーラムですとか懇談会に出させていただいて、やはり区民の方のご意見を直接耳にしたことが参考になりました、非常に勉強になりました。最後まで、私は申し上げましたが、多分こういうものは、学識の先生方もいらっしゃり、きちんとできるのだろう。今回もできあがりました。ただ問題は、新たにつけ加えた6番の「実効性の確保」、ここが一番ポイントなのかなということのを再三申し上げましたが、今後、検証、それから改善をしていくことに常に目を光らせていくことが、ここに書かれていることだと思ひますので、ぜひその推移を区の中に見ていければなと思ひます。どうも1年間、長いことありがとうございました。

**中川委員** 本当に皆さんとご一緒に大いに勉強させていただきました。また前にも申し

上げたのですが、いわゆる自治の本質とはいったい何か。自治が明らかに時代とともに変革をしている。今ちょうど日本の政治もそうですが、我々もその変革のところにさしかかってきて、こうして皆さんの叡智で時代の先端を走るようなことを、青山会長を中心に皆さんと勉強させていただけたことは、本当に私にとっては幸運だと思っています。そして最後になりますが、先ほど瀧澤委員からお話がありましたが、後を見守るということで、よくある話ですが、答申をして、答申しっぱなしではない。我々はこの答申を出した責任がある。その責任において、引き続き、新しい段階に移って行く成果を見守っていききたい。また不備な点があれば、新しくまた、提言させていただきたいと思っております。本当にありがとうございました。

**七岡委員** 推進条例検討委員会に出させていただいて、いろいろな意見を聞かせていただいて、本当に勉強になりました。同時に審議会とか委員会のあり方については、私なりにちょっと疑問を持った点もあります。これは事実です。それから私の意見は行政の皆さんに対して批判的な意見で終始したのですが、これも会議の中でお話ししたように、一つの問題提起だということにとらえていただければありがたいと思っています。私はいま耐震補強とか、まちづくりとか、そういった形で活動しているのですが、そういった活動の中でこのガバナンスの精神を生かして活動していきたいと思っております。最後に協治の環境整備の中にある協働推進指針なるものが1日でも早く、区民とともに作成されることを切に望んでおります。どうもありがとうございました。

**角田委員** 前任の平井から引き継ぎまして、途中からの参加ということになりましたが、勉強させていただき、非常にイメージ的にはわかってきました。こういうことは広報によって、より皆さんにわかっていただけるようになると思います。具体的な動きを早く出していただく。これがスタートになると思います。あとはやはりスピード感を持って取り組んでいくということが大きな問題なのかなと思いますので、本当にわかりやすく、スピード感を持ってお伝えいただければと思います。今後どうぞよろしく願いいたします。

**丸山委員** ガバナンスの活動は小さいながらも地元でやっているつもりですが、条例をつくるということではまるっきり素人で、初めてこういう会に出てきたものですから、発言することもできずに会が終わってしまったことで、非常に私の勉強不足というか、この場に選ばれたということが間違っていたのではないかという気さえております。どうも勉強不足のままで申し訳ございませんでした。

**青山会長** ありがとうございました。区議会議員の皆さまから一言お願いする前に、須貝委員から伝言を承っておりますので、私のほうでご紹介申し上げたいと思います。読み上げます。「本当に内容の濃い検討委員会に参加させていただき、ありがとうございました。また区民懇談会、区民フォーラムでも委員として活動の場をいただき、感謝申し上げます。協治（ガバナンス）推進条例は私たち区民等が地域活動の中に生かすことで花開くものです。日本で最も先進的に協治・協働を実現する機会が持てることを誇りに思います。」ということで、お伝えをいたします。それでは区議会議員から選出の委員の皆さま方から、一言ずつお話しさせていただきたいと思います。

**坂下委員** どうも皆さん、お疲れさまでございました。本当に長い間にわたりご協力賜りましてありがとうございました。私ども区議会議員の委員としましては、区議会とガバナンスの関係ということを中心に、いろいろ討議をさせていただきました。また区民の皆さんから、いろいろなご意見を頂戴しまして、私どもは区議会議員として区民の皆さんの声を反映するようという気持ちの中で議会活動をずっとやってきたのですが、改めて皆さんのいろいろなご意見を聞いて、やはり議会のあり方そのものをもう一度見

つめ直す必要があると実感させていただきました。また、皆さんとともにご議論させていただいて、今日提出いただいた答申が、行政側から条例案として、議会側に提案をされてくると思いますが、これまでの皆さん方の意見をしっかり受け止めながら、議会において審議を一生懸命させていただきたい。そして、今回の答申には「区議会の責務」も書かれておりますが、やはり本当に区民の皆さんに議会活動をご理解をしていただくために、議員としての活動をもっともっとわかりやすく、開かれた議会にしていくように一生懸命これからも頑張らせていただきたいと思います、痛切にそう感じさせていただきました。本当に皆さま、いろいろご意見を賜りまして、ありがとうございます。1年間、本当にご苦労さまでございました。

**木内委員** 長い間、本当にご苦労さまでございました。私は、議員という仕事をしておりますと、多くの方にお会いする、また話をする機会も多いわけですが、このガバナンスという考え方については、多くの方が同じ気持ちだということが多いわけですので。そういう同じ気持ちの人が、さらに一つ踏み出す中で、今回の条例という動きがそのバックアップ、また地域社会の中でいろいろな動きや区民活動が充実できるという一歩になればと思っております。私も議員もいろいろな形の中で、このガバナンスという動きを真摯に受け止めて、また頑張っていきたいと思っております。

**加納委員** 青山会長、村上副会長はじめ各委員の皆さま方にはこの1年間、本当にお疲れさまでした。皆さまとともに実りある議論を通して、大きな成果、答申を出すことができました。ただ今日の答申は結果、ゴールではなくて、新たなスタートだと思って、今後私どもも皆さまの声を踏まえて条例づくり、またその後のさまざまな施策や予算がついて事業がスタートすると思っておりますが、しっかり皆さまのこれまでの声、意見を踏まえて臨んでいきたいと思っております。また、協治の担い手として、区長その他の執行機関の役割よりも前に区議会議員の項目を入れていただきまして、改めて区議会及び区議会議員の責務を感じている次第です。先ほど坂下議長から話がありましたとおり、開かれた議会として区民の付託に応えられるように、しっかり区長に対して二元代表制、あるいは機関対立主義の趣旨を踏まえて、区民の皆さんの声に応えられる開かれた区議会にするべく、しっかり区議会としても議論を今後も進めていきたいと決意をした次第です。1年間、本当にありがとうございました。

**高柳委員** 私もこの1年間、この検討会に出させていただきまして、いろいろ刺激も受けてそれなりに勉強させていただきました。今後、区が進めようとしているガバナンスに自分自身がどういうふうに向き合っていけばいいのかということについて、だいぶ整理できたかなと思っております。先ほどから今後、これがどう推移していくのか、議会での議論も見守りたいというお話もありました。さらに勉強を深めて、もっと議会として具体的にどう取り組むかということも踏まえて、より建設的な鋭い議論が議会の中でも交わらせていけたらいいなと思っております。この1年間の皆さんのご労苦に私としても敬意を表して、あいさつとさせていただきたいと思っております。どうもお疲れさまでした。

**田中委員** 私は行政職員として参加させていただきました。いろいろな貴重なご意見をいただきまして、本当にありがとうございます。今もお話にありましたように今日、答申を賜っても本当にゴールではなくて、まさにスタートだという実感がいたします。何か大きな宿題をいただいたという感じがいたします。ガバナンスについてなかなか答えを出すのは難しいと思っておりますが、皆さん方と一緒に試行錯誤しながら、自治の内容を明らかにしていきたいと思っております。それからもう一つ、いつも思っていたのは、私も区役所の職員が、これから協治・協働をするにあたって、どうあらねばならないかということをお問自答してまいりました。それなりにご意見も言わせていただきましたが、やはり絶えざる職員としての自己変革、たゆまぬ意識改革が必要だということをお

痛感いたしましたので、これから職員共々、頑張っていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

**谷本委員** 1年間、どうもありがとうございました。この委員会の中でもそうですが、懇談会等にも参加させていただいて、本当に墨田の住民の皆さんはパワーもすごいし、知恵もすごいなということで、私たちの刺激にもたくさんなりましたし、勉強になることもたくさんありました。本当にありがとうございました。これから執行機関のほうにこの提案が入って行って、中でいろいろと精査されていくことになると思うのですが、これは老婆心なのですが、やはり中でいろいろ精査されていくプロセスの中で、当然この委員会の趣旨とは違う中身が出てくると思うのです。そのときにぜひ正式な形ではなくても結構ですので、いま参加されている区民の皆さんに、途中で「こうだよ」ということをぜひ情報としてお出しただいて、またそこで少しキャッチボールできる機会があったらいいかなと思っています。特に市民参加について、この条例づくりそのものがお手本になっていくので、そういうプロセスを踏まれていくということは次の市民参加にとっても大事なことだと思いますので、ぜひ執行機関の皆さん、よろしくお願ひしたいと思ひます。それと議会の皆さんにもこうやって参加してただいて、こういう場でご一緒するというのも私は初めてだったのですが、区民の皆さんも議員さんと直接こういう場でお話しをするというのはなかなかない機会だと思います。これを機会に、このあとの条例づくりもぜひ傍聴とか、区民が関わるような形でオープンな機会、キャッチボールをしていただけたらいいのではないかなと期待をしております。どうもありがとうございました。

**保井委員** 会長ほか委員の皆さん、本当に1年間お疲れさまでございました。区民懇談会以降、秋からなかなか講義等で時間が合わなくて欠席がちになっておりましたが、いつも議事録等を拝見させていただいていました。去年の12月、初めのころは学識の側から、非常に一般論的な意見を言わせていただくことが多かったわけですが、だんだん議論も後半になりますと面白い、墨田ならではの議論がどんどん盛り上がるようになってきたと思います。そういう意味では、私のほうが本当に勉強させていただいていたと思っています。私も、議会との関係のこと、それから運用段階について気にしておりましたが、やはり最後になって書き込まれ、議論の進化を感じておりました。完璧とまではいかないのかもしれませんが、1年間の集大成ができたと思っております。実は私もここで言いたいことはまったく谷本委員と同じことだったものですから、「あら？」と思ってしまったのですが、私も今後に向けて思っておりますのは、やはりほかの自治体等でも参加条例等の委員会に参加させていただいて、非常にここで一生懸命に議論して盛り上がって集大成の答申を出すのですが、その後のプロセスが見えないことがあります。もともとガバナンスというのは多様な立場を持つ人たちが話し合いを重ねて行って意思形成をしたり、あるいは何かしていくというものですから、ちょっとした行き違い、あるいは情報のミスリード、情報が行かないということで信頼がすぐ壊れてしまったり、事業がうまくいかなかったりという部分があると思うのです。そういうことで、ぜひこのガバナンス条例づくり自体をガバナンスの第一弾として、多様な立場を持つ委員さんたちが参加されたということもありますので、やはり今後の成り行きを要所、要所でお知らせいただけるような場があると、そういったまた今後の意識の行き違いがなく、さらに運用段階でも皆さんの協力の中でやっていけるのかなと思います。ぜひその辺りは今後ともよろしくお願ひいたします。本当にありがとうございました。

**村上副会長** 私はこちらにまいりまして3年目になります。まちもきれいですし、新しいし、さらに新しくしたいということで、スカイツリーができたり、錦糸公園では体育館ができたり、非常に都市環境がよく整備されたところだと思っております。そして、墨田区に来たばかりでしたものですから、あまり隣近所とはつき合いがなかったわけで

すが、こちらにまいりまして議員さんから職員の方や、あるいは町会の人やボランティア団体の方を始め、たくさんの方とお会いしまして、さらにいいところだなと思うようになっております。私は田舎から出てきて、もう40年ぐらいでありまして、12～13回くらい転々としておりましたが、今回はここを終の棲家と思っております。一応法律のほうを少しかじっていますので、何かあればご相談に応じるつもりではおります。条例のことをこの場であまり詳しくお話することは硬くなるからやめますが、私はよく歩くのが好きでして、まだ向島のほうは細かいところまでは行っていませんので、今後、歩いているところを見かけましたら、ぜひ声をかけていただきたいと思っております。これからもよろしく願いいたします。

**青山会長** 私からも一言、ごあいさつ申し上げたいと思います。この委員会の前に、協治（ガバナンス）の仕組みづくり検討委員会というのをやって、その後、「ガバナンスとは何か」という例の協治（ガバナンス）ガイドブックをつくったりはしていたのですが、今回1年間、この委員会をしたことによって、そのときにまだ宿題になっていたような議論が、特に議会制民主主義とガバナンスとの関係ですとか、情報と参加と協働をその三つの柱とすること、あるいは市場原理の世の中で行政の役割、それから特に地域の市民活動の役割とかをガバナンスの中にはっきり、しっかりと位置づけるということとかがかなり具体的に皆さんの議論のおかげで、今回の答申の中に書き込めたんだと思います。そういう意味で現在の時点での日本のガバナンス、協治に対する考え方の一つのテキストみたいなものが、この答申書としてできたのかなと思います。海外でも、特にOECD諸国では盛んに自治体行政のガバナンスの議論をするのですが、でもこういった形で体系的に整理したという試みはなかなかなかったと思います。今まではガバナンスと言葉としてしか使われなかった。だから何かガバナンスとは直接民主主義のことをいうのではないとか、ガバナンスとは住民を直接使おうとしているのではないとか、いろいろな誤解があったわけですが、そういった点についてはこの委員会の議論のおかげで、かなり整理した画期的な答申になったのかなと思います。

そもそもガバナンスというのはお話にも出てきたように、まず議論していくということが大切なので、この委員会のように区民の方も区議会の方も一緒になって、率直に議論を重ねてきたこと自体がすごく、私は墨田でなくてはできない、非常に地域の民主主義とか、自治体の自治というのを主張していい、そういう試みを私たちはしてきたんだと思います。委員の皆さまには本当に感謝を申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。それから区民懇談会とか区民フォーラムにも、いろいろな区民の方にご出席いただいたし、ご意見もいただいて、パブリック・コメントについてもそうですが、答申にそれを意識して盛り込むことができました。参加いただいた区民の方にもお礼を申し上げたいと思います。それから役所の検討委員会には珍しく、いつも傍聴者の方が何人かいらっしやいまして、それも非常に心強く思いました。事務局の方にもご協力いただきました。本当に皆さん、ありがとうございました。それでは1年間、おつき合いいただきまして、本当にありがとうございました。これで本日の会議を終わりにします。どうもありがとうございました。

以上